

鈴鹿市告示第94号

鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手續に関する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手續に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 専用水道（第2条―第14条）

第3章 小規模水道（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の規定による専用水道に係る手續並びに三重県小規模水道条例（昭和41年三重県条例第40号。以下「条例」という。）及び三重県小規模水道条例施行規則（昭和41年三重県規則第47号。以下「条例施行規則」という。）の規定による小規模水道に係る手續について、これらの規定に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 専用水道

（確認の申請）

第2条 法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第1項に規定する申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（第1号様式）とする。

2 法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第5項に規定する施設基準に適合すると認めたときの通知は、専用水道布設工事設計確認書（第2号様式）により行うものとする。

3 法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第5項に規定する施設基準に適合しないと認めるとき，又は適合するかしないかを判断することができないときの通知は，確認不適合通知書（第3号様式）により行うものとする。

（記載事項の変更）

第3条 法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項の規定による届出は，記載事項変更届（第4号様式）により行うものとする。

（給水の開始）

第4条 法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は，専用水道給水開始届（第5号様式）により行うものとする。

（水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者）

第5条 専用水道設置者は，法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置し，又は変更したときは，水道技術管理者設置（変更）届（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定は，法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定により業務を受託した水道管理業務受託者を設置し，及び変更したときについて準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は，同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	専用水道設置者	法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定により業務を受託した水道管理業務受託者
	法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定に	法第24条の3第3項の規定により受託水道業務技術管理者

	より水道技術管理者	
	水道技術管理者設置（変更）届	受託水道業務技術管理者設置（変更）届（第7号様式）により委託を受けた専用設置者を經由して

（水質検査）

第6条 専用水道設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により実施した水質検査（ただし、水道法施行規則第15条第1項第1号に掲げる検査を除く。）の結果が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める基準に適合しないときは、直ちにその原因を調査するとともに必要な対策を講じ、その結果を水質調査報告書（第8号様式）により市長に提出するものとする。

（健康診断）

第7条 専用水道設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第21条第1項の規定により健康診断を実施した結果、異常があった場合は、直ちに必要な対策を講じ、その結果を健康診断報告書（第9号様式）により市長に提出するものとする。

（給水の緊急停止の通報）

第8条 専用水道設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に通報するとともに、その内容について速やかに水道事故報告書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

（業務の委託）

第9条 法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、業務委託届（第11号様式）により行うものとする。

（断減水の通報）

第10条 専用水道設置者は、渇水、風水害、地震等により、水道に断水又は減水が生じたときは直ちに市長に通報するとともに、その内容について速やかに、水道断減水状況報告書（第12号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による通報を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。

（施設使用届）

第11条 専用水道設置者は、既に設置されている水道施設が、供給内容等の変更により専用水道に該当すると認めるときは、専用水道施設使用届（第13号様式）を市長に提出するものとする。

（承継届）

第12条 専用水道を承継した者は、専用水道承継届（第14号様式）を市長に提出するものとする。

（廃止届）

第13条 専用水道設置者は、専用水道を廃止したときは、専用水道廃止届（第15号様式）を市長に提出するものとする。

（立入検査）

第14条 市長は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第39条第2項の規定により、立入検査を行った結果、施設等の改善を要すると認める場合は、当該水道設置者に対し、水道立入検査結果通知書（第16号様式）を交付することにより改善を指導するものとする。ただし、文書によって指導する必要がないと判断される軽微な事項については、口頭による指導を行うことができる。

2 専用水道設置者は、検査結果通知書により改善を求めた事項については、改善結果報告書（第17号様式）により改善状況を確認するとともに、必要に応じて再度立入検査を行うものとする。

第3章 小規模水道

（準用規定）

第15条 第2条から第4条まで、第5条第1項、第6条から第8条まで及び第10条から第14条までの規定は、小規模水道設置者について準用する。この場合にお

いて、次の表の左欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第1項	条例第6条
	専用水道布設工事設計確認申請書（第1号様式）	小規模水道布設工事確認申請書（条例施行規則第1号様式）
第2条第2項	法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第5項	条例第4条
	専用水道布設工事設計確認書	小規模水道布設工事設計確認書
第2条第3項	法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第5項	条例第4条
第3条	法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項	条例施行規則第4条
	記載事項変更届出書（第4号様式）	小規模水道布設工事確認事項変更届（条例施行規則第2号様式）
第4条	法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第13条第1項	条例第8条第1項
	専用水道給水開始届（第5号様式）	小規模水道給水開始届（条例施行規則第4号様式）
第5条第1項	法48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第	条例第9条

	1項において準用する法第19条第1項	
	水道技術管理者	小規模水道管理者
	水道技術管理者設置（変更）届（第6号様式）	小規模水道管理者設置（変更）届（条例施行規則第5号様式）
第6条	法48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第20条第1項	条例第10条第1項
第7条	法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第21条第1項	条例第11条第1項
第8条	法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第23条第1項	条例第13条第1項
第11条	専用水道設置者	小規模水道設置者
	専用水道に	小規模水道に
	専用水道施設使用届	小規模水道施設使用届
第12条	専用水道を	小規模水道を
	専用水道承継届	小規模水道承継届
第13条	専用水道設置者	小規模水道設置者
	専用水道を廃止した	小規模水道を休止し、又は廃止した
	専用水道廃止届（第15号様式）	小規模水道休止（廃止）届（条例施行規則第3号様式）

第14条第1項	法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第39条第2項	条例第16条
第2号様式	第2条	第15条
	専用水道	小規模水道
	水道法第32条	三重県小規模水道条例第5条
	同法第5条	同条例第4条
	同法第33条第5項	同条例第6条第2項
第3号様式	第2条	第15条
	水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第5項	三重県小規模水道条例第6条第2項
	専用水道布設工事	小規模水道布設工事
	同法第5条	同条例第4条
第8号様式	第6条	第15条
第9号様式	第7条	第15条
	水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第21条第1項	三重県小規模水道条例第11条第1項
第10号様式	第8条	第15条
	水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第23条第1項	三重県小規模水道条例第13条第1項
第12号様式	第10条	第15条
第13号様式	第11条	第15条

	専用水道施設使用届	小規模水道施設使用届
	専用水道に	小規模水道に
第14号様式	第12条	第15条
	専用水道承継届	小規模水道承継届
	専用水道を	小規模水道を
第16号様式	第14条	第15条
	専用水道立入検査結果通知書	小規模水道立入検査結果通知
	水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第39条第2項	三重県小規模水道条例第16条第1項
	専用水道改善結果報告書	小規模水道改善結果報告書
第17号様式	第14条	第15条
	専用水道改善結果報告書	小規模水道改善結果報告書

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者

住所

氏名

印

又は名称及び
代表者の氏名

専用水道布設工事設計確認申請書

水道法第32条の規定により専用水道の布設工事を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

第2号様式（第2条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

専用水道の布設工事設計の確認通知書

年 月 日付けで水道法第32条の規定による申請のありました専用水道の布設工事の設計は、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることを確認しましたので、同法第33条第5項の規定により通知します。

第3号様式（第2条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

確認不適合通知書

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第33条第5項の規定により専用水道布設工事の設計は、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合しない（適合するかどうか判断できない）ことを次のとおり通知します。

水道施設	所在地	
	名称	
確認申請年月日		
理由		

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所

氏名

印

又は名称及び
代表者の氏名

記載事項変更届

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第33条第3項の規定により専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項を変更したので次のとおり届け出ます。

水道施設名		
〔認可 確認〕年月日番号		
変更年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名 印
又は名称及び
代表者の氏名

専用水道給水開始届

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により専用水道の給水を開始したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

水道名	
〔認可〕 〔確認〕 年月日及び番号	
着工年月日	
完成年月日	
給水開始年月日	

添付書類

- 1 水質検査結果書の写し
- 2 水道施設検査報告書の写し

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名 印
又は名称及び
代表者の氏名

水道技術管理者設置（変更）届

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置（変更）したので鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

水道施設名		
〔許可 確認〕年月日及び番号		
水道技術管理者氏名	変更前	
	変更後	
資格	水道法施行令第6条第1項第 号 水道法施行規則第14条第 号	
設置（変更）年月日		

添付書類

- 1 水道技術管理者の履歴書
- 2 資格を有することを証明できる書類

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名 印
又は名称及び
代表者の氏名

受託水道業務技術管理者設置（変更）届

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第24条の3第3項の規定により受託水道業務技術管理者を設置（変更）したので、鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第5条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

水道施設名		
〔許可 確認〕 年月日及び番号		
受託水道業務技術管 理者氏名	変更前	
	変更後	
資格		水道法施行令第6条第1項第 号 水道法施行規則第14条第 号
設置（変更）年月日		

添付書類

- 1 受託水道業務技術管理者の履歴書
- 2 資格を有することを証明できる書類

※専用水道設置者確認欄

※受託水道業務技術管理者の場合は
専用水道設置者確認欄に確認を受け
て報告書を提出すること。

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所
氏名 印
又は名称及び
代表者の氏名

水質調査報告書

鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手續に関する要綱第6条の規定により水質調査の結果を次のとおり報告します。

水道施設名					
水源の種別	河川水(ダム依存を含む), 湖水, 伏流水, 浅井戸, 深井戸, その他 ()				
水源名	() 水系 ()				
浄水方法	消毒のみ, 緩速ろ過, 急速ろ過, 除鉄, 除マンガン, その他 ()				
現在給水人口		取水量	日最大	m ³ /日	
不適合水質の状況	水質項目	測定値	採水年月日時		年間平均値
			年 月 日 時		
			年 月 日 時		
			年 月 日 時		
			年 月 日 時		
原因					
対策					

第9号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所
氏名 印
又は名称及び
代表者の氏名

健康診断報告書

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第21条第1項の規定による健康診断の結果、異常があったので鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

水道施設名	
健康診断の結果	
対策	

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所

氏名 印

又は名称及び
代表者の氏名

水道事故報告書

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったので、鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

水道施設名			水道技術管理者等氏名		
水源の種別	河川水（ダム依存を含む）、湖水、伏流水、浅井戸、深井戸、その他（ ）				
水源名					
浄水方法	消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、除鉄、除マンガン、その他（ ）				
現在給水人口			取水量	日最大	m ³ /日
汚染の状況	発生日時	月 日 午前・午後～ 月 日 午前・午後			
	原因	1 工事排水（ ） 2 鉱山排水（ ） 3 家庭下水、し尿処理水 4 家畜し尿 5 農薬農業排水 6 廃棄物の不法投棄（ ） 7 その他（具体的に ）			
	水質項目	測定値	採水年月日時		年間平均値
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
被害状況と対応措置	1 取水停止（ 時間）				
	2 取水制限（制限率 % 時間）				
	3 給水停止（ 時間）				
	4 給水制限（制限率 % 時間）				
	5 薬品注入量の増（ ）				
	6 特殊薬品の注入（ ）				
	7 その他（ ）				
対策					

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名 印
又は名称及び
代表者の氏名

業務委託届

〔 水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、
水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、 〕
水道法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた同法第 3 4 条第 1 項において
準用する同法第 2 4 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届
け出ます。

1 届出者 住 所 法人又は組合の場合 { 主たる事務所の所在地
氏 名 { 名 称
代表者の氏名

2 受託者 住 所 法人又は組合の場合 { 主たる事務所の所在地
氏 名 { 名 称
代表者の氏名

3 受託者水道業務技術管理者の氏名

4 委託した業務の範囲

5 契約期間
年 月 日から 年 月 日まで 間

6 契約失効の理由

第 1 2 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所
氏名 印
又は名称及び
代表者の氏名

水道断減水等状況報告書

鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手續に関する要綱第 1 0 条の規定により水道の断減水等について次のとおり報告します。

水道施設名		水道技術管理者等氏名	
現在給水人口			
影響世帯数			
影響人口			
断減水等状況	減水		
	断水		
	その他		
発生日時	月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで		
応急対策等			
その他	水源の現状		

第13号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所

氏名

印

又は名称及び
代表者の氏名

専用水道施設使用届

鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第11条の規定により設置している水道施設が専用水道に該当することになったので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

水道施設	所在地	
	名称	
布設年月	年 月	
該当するに至った年月日	年 月 日	
該当するに至った経過		

添付書類

確認申請に準じる書類

第14号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名 印
又は名称及び
代表者の氏名

専用水道承継届

鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手續に関する要綱第12条の規定により専用水道を承継したので次のとおり届け出ます。

水道施設	所在地	
	名称	
確認年月日及び番号又は施設使用(設置)報告年月日		
承継者	住所	
	氏名	
被承継者	住所	
	氏名	
承継の年月日		
承継の理由		

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所

氏名

印

又は名称及び
代表者の氏名

専用水道廃止届

鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第13条の規定により専用水道を廃止したので次のとおり届け出ます。

水道施設	所在地	
	名称	
確認年月日及び番号又は施設使用(設置)報告年月日		
廃止の年月日		
廃止の理由		

第16号様式（第14条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

専用水道立入検査結果通知書

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第39条第2項により立入検査を実施したところ、下記の事項について不備が認められましたので早急に改善してください。

なお、改善結果について、 月 日までに専用水道改善結果報告書（第17号様式）により報告してください。

記

検査実施日	年 月 日	
水道施設	所在地	
	名称	
水道技術管理者		
[指摘事項]		

第17号様式（第14条関係）

専用水道改善結果報告書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所
氏名 印
又は名称及び
代表者の氏名

年 月 日付け鈴 第 号により改善指示を受けた事項については、次のとおり改善したので報告します。

水道施設	所在地	
	名称	
水道技術管理者		
[不備に至った経緯及び原因]		
[改善結果]		
[今後の対策]		